

木造住宅耐震診断を受けましょう

地震発生時の被害を最小限にするため、まず、耐震診断を受けることから始めませんか。あなたの住まいの地震対策が地域の安全につながります。

町では、「日野町木造住宅耐震診断員派遣事業」により、専門家による無料の耐震診断を受けることができます。対象建物は以下のとおりです。

また、耐震診断を受け、耐震改修の必要があると判断された住宅で耐震補強工事を実施される場合には補助制度もあります。詳しくは、役場建設計画課までお問い合わせください。

対象建物要件

- 日野町内に存する木造住宅で以下の要件にあてはまるもの
- ① 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
 - ② 延床面積の半分以上の部分が住宅として使われているもの
 - ③ 階数が2階以下でかつ延床面積が300㎡(約90坪)以下のもの
 - ④ 木造軸組工法で、枠組壁工法(ツーバイフォー)、丸太組工法でないもの
 - ⑤ 大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの

◆問い合わせ先 建設計画課 都市計画担当
☎ 6567 有線 7763

「し尿くみ取り」はお早めに

8月1日から19日までの「し尿くみ取り」は毎年混雑します。早めに「クリーンぬのびき広域事業協同組合」にお申し込みください。申し込みがお盆前に集中した場合、お盆までに収集できないことがありますので、ご注意ください。

- 土・日・祝日は、し尿くみ取りはできません。
- 日ごろから便槽の量をご確認ください。
- くみ取り業者は、地域により異なります。

◆申し込み先
クリーンぬのびき広域事業協同組合

☎ 0107

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

●住宅用火災警報器とはどんなもの？

住宅における火災発生を早期に感知し、警報音や音声で知らせる警報器・設備です。火災は、熱よりも煙の方が早く広がることが多く、居室や階段への設置に適しています。住宅用火災警報器の取り付けは、とても簡単で、ドライバー1本で取り付けられます。製品の取り扱い説明書を必ず確認して、取り付けてください。

なお、天井等へ取り付ける場合は、高所作業になるので転倒や落下にご注意ください。

●補助金制度は平成24年3月31日まで

■補助額…1個につき 1,000円

※ただし、1世帯あたり2個を限度

■補助の対象

自治会等の代表者、世帯主などの世帯の代表者

■設置(補助)の対象となる世帯

町内に住所を有し、現に居住している世帯

※ただし、次の①～③世帯は設置の対象となりません

- ①これまでに同補助金制度で既に住宅用火災警報器を設置された世帯
- ②アパート等の賃貸住宅、社宅等の事業用住宅に居住している世帯
- ③「日野町高齢者および障害者等のための住宅用火災警報器給付事業」の制度に該当する世帯

■補助の対象となる火災警報器

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、日野町内の販売店で購入した住宅用火災警報器で、次の①～③のすべてに該当するもの

- ①日本消防検定協会の鑑定合格品(NSマーク付き)
- ②電源は電池式で電池寿命が10年式のもの、または交流式のもの
- ③煙感知式または熱感知式の警報器(煙感知式…寝室・階段等の「義務設置対象箇所」およびその他の居室に設置する機種、熱感知式…主に台所への設置に適する機種)



◆申請・問い合わせ先 総務課 総務担当

☎ 6500 有線 7762